

# 大分県報

平成二十九年  
号外（八七）  
九月二十九日

（金曜日）

## 目次

### 規則

- 大分県職員住宅管理規則の一部改正……………一
- 大分県会計規則の一部改正……………二
- 大分県収入証紙取扱規則の一部改正……………二

### 規則

大分県職員住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十九年九月二十九日

大分県規則第五十七号

大分県知事 広瀬勝貞

#### 大分県職員住宅管理規則の一部を改正する規則

大分県職員住宅管理規則（昭和三十一年大分県規則第百号）の一部を次のように改正する。

別表第一の竹田県職員アパート（は号）の項中

「一、〇〇〇円  
ただし、知事が別に定  
める居室については、  
一三、八〇〇円  
又は一六、三〇〇円  
とする。」

を

「一、〇〇〇円  
ただし、知事が別に定  
める居室については、  
次のいずれかの額とす  
る。  
一三、八〇〇円  
一六、三〇〇円  
一六、八〇〇円」

に改める。

### 附則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。  
大分県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十九年九月二十九日

大分県知事 広瀬勝貞

#### 大分県規則第五十八号

#### 大分県会計規則の一部を改正する規則

大分県会計規則（昭和四十九年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。  
第二十二条第一項中「基づき、」を「基づき」に、「又は」を「若しくは」に改め、「も  
の」の下に「又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律  
第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行  
申請等若しくは大分県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年  
大分県条例第三号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用し  
て行う申請等（以下これらを「電子申請等」という。）に伴うもので指定金融機関等が収納す  
るもの」を加える。

第三十二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、電子申請等に伴い納付する場合は、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る  
電子計算機（入出力装置を含む。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通  
信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して知事から得た納付情報（以下単  
に「納付情報」という。）に基づき納付する方法（以下「電子納付」という。）により納  
付することができる。

第四十条第二項中「は、」を「は、即日」に改め、同条に次の一項を加える。

3 金銭出納員は、電子納付による収納金が指定金融機関にある県の預金口座に振り込まれ  
た場合は、即日（同日が十二月二十九日又は同月三十日に当たるときは、その日後におい  
てその日に最も近い日曜日等でない日）当該指定金融機関に対し現金払込票を送付し、歳  
入に納付させなければならない。

第百十九条中「場合」の下に「又は電子納付による場合」を加える。

第百二十条第一項に次のただし書を加える。

ただし、電子納付による場合は、納付情報に基づき公金の収納をすることができる。

第百二十条第三項及び第百二十一条に次のただし書を加える。

ただし、電子納付による場合は、この限りでない。

### 附則

平成二十九年九月二十九日

大分県報号外（規則）

この規則は、平成二十九年十月二日から施行する。

大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第五十九号

大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則

大分県収入証紙取扱規則(昭和五十年大分県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別表の旅行業登録事務の項中「旅行業登録事務」を「旅行業法関係事務」に、

旅行業者代理業登録申請手数料  
を

旅行業者代理業登録申請手数料  
旅行サービス手配業登録申請手数料  
に改め、同

表の通訳案内士関係事務の項中「通訳案内士法関係事務」を「通訳案内士法関係事務」に、「通訳案内士登録手数料」を「全国通訳案内士登録手数料」に、「通訳案内士登録証訂正手数料」を「全国通訳案内士登録証訂正手数料」に、「通訳案内士登録証再交付手数料」を「全国通訳案内士登録証再交付手数料」に改め、同表の不動産特定共同事業法関係事務の項を次のように改める。

不動産特定共同事業法関係事務	不動産特定共同事業許可申請手数料	
	小規模不動産特定共同事業の登録又は登録更新申請手数料	

別表の高齢者の居住の安定確保に関する法律関係事務の項の次に次のように加える。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律関係事務	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請手数料	
----------------------------------	---------------------------	--

する法律関係事務

附 則

- この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 別表の旅行業登録事務の項の改正規定 公布の日
  - 二 別表に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律関係事務の項を加える改正規定 平成二十九年十月二十五日
  - 三 別表の不動産特定共同事業法関係事務の項の改正規定 平成二十九年十二月一日
  - 四 別表の通訳案内士関係事務の項の改正規定 平成三十年一月四日